

地方独立行政法人法改正に伴う関係規則の改正（案）

1 要 旨

地方独立行政法人法の改正（令和 5 年 6 月）により、中期計画に指標を追加した上で、年度計画及び年度評価が廃止される。静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学では、令和 7 年度より廃止見込みとなる。

については、静岡県公立大学法人評価委員会における、年度計画及び年度評価に関する関係規則を廃止・改正する。

2 廃止・改正する規則及び対応（案）

名 称	対 応
静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針（資料 8）	・ 年度評価に関する記載を削除
静岡県が設立する公立大学法人に係る事業年度評価実施要領（資料 9）	・ 廃止（要領、様式 1 ～ 3）
静岡県が設立する公立大学法人に係る中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価実施要領（資料 10）	・ 年度評価に関する記載を削除 ・ 年度評価廃止に伴い、様式を修正

3 改正時期

令和 7 年 4 月 1 日施行（静岡県公立大学法人第 4 期中期目標期間開始日）とする。

（ただし、公立大学法人静岡文化芸術大学については、第 4 期中期目標期間開始日又は第 3 期中期計画に指標を追加した翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い日から適用）